

株 主 各 位

東京都目黒区上目黒2丁目1番1号

株 式 会 社 ケ イ ブ

代表取締役社長 秋田英好

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、様々な感染防止措置を講じてまいりますが、株主の皆様におかれましては、感染防止の観点から、本総会につきまして、極力書面によって議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年8月29日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。出席もしくは郵送により議決権をご行使いただいた株主様には、クオカード（500円分）を郵送にて贈呈させていただきます。

敬具

記

1. 日 時 2022年8月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目33番7号
角筈区民ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。なお、昨年の定時株主総会と会場が異なりますので、お間違えのないようお願いいたします。)
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
 1. 第28期（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件
 - 第5号議案 株式取得（子会社化）に関する件
 - 第6号議案 有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関する件
4. その他株主総会招集に関する決定事項
株主総会参考書類及び添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.cave.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cave.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ・ 連結株主資本等変動計算書 ・ 連結注記表
 - ・ 株主資本等変動計算書 ・ 個別注記表

事業報告

(自 2021年6月1日)
(至 2022年5月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2021年6月1日～2022年5月31日)における我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、景気の回復に弱さがみられる状況にあります。

また、ウクライナ情勢の長期化に伴う地政学的リスクの高まりを背景とした各種資源の需給バランスの不安定化や中国を中心とするアジア圏におけるロックダウンによりサプライチェーンの混乱が生じており、先行き不透明な状況が続いております。このような環境の中、当社ゲーム事業セグメントが属するオンラインエンターテインメント業界におきましては、2021年の世界のモバイルコンテンツ市場は、前年比118.7%の9兆1,697億円となり、ここ数年は一桁台の伸び率で推移し、市場成長率が鈍化傾向でありましたが、巣ごもり需要の拡大により、2割近い伸びとなっております。また、日本市場においても、1兆3,060億円となり、安定的に拡大しております。(「ファミ通モバイルゲーム白書2022」株式会社角川アスキー総合研究所)

また、当社および連結子会社(以下、「当社グループ」という。)が行っておりますライブ配信事業を含む動画配信市場におきましては、コロナ禍に伴う対面での経済活動が抑制され、デジタルへの移行が加速したことにより、サービスの利用が大幅に拡大しました。また、オンラインライブ配信プラットフォームの誕生により、ライブ配信の機会が増加したことや熱量の高いユーザーの支持が市場を底上げしたことにより、今後も市場の規模は拡大し、2026年には5,250億円になると予測されております。(「動画配信市場調査レポート2022」一般財団法人デジタルコンテンツ協会)

なお、デジタルライブエンターテインメント市場においては、今後も5Gの本格導入やVR・AR技術の推進などを材料に持続的な成長が期待され、2023年には700億円超、2024年には約1,000億円の市場規模に達すると予測されております。(株式会社CyberZ「国内デジタルライブエンターテインメント市場に関する市場動向調査」)

このような状況の中、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高1,409百万円（前期比17.3%減少）、営業損失813百万円（前年同期は営業損失225百万円）、経常損失812百万円（前年同期は経常損失233百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失936百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失244百万円）となりました。

なお、費用面におきましては、2020年10月30日開催の取締役会において有償発行を決議しております第27回新株予約権について、2021年8月3日の普通株式終値が行使価格の70%を下回ったことにより、強制行使条件に該当することとなりましたため、株式報酬費用347百万円を計上しております。

当連結会計年度のセグメントごとの業績は次のとおりであります。

イ. ゲーム事業

ゲーム事業につきましては、「ゴシックは魔法乙女～さっさと契約なさい!～」が主力コンテンツとして当社の業績を引き続き牽引しております。リリースから7年が経過し、経年等による売上高の減少により厳しい状況が続いておりますが、新機能追加による大型アップデートの実施やコラボイベント、季節イベントの開催によりユーザーを飽きさせない施策を行っております。また運営体制の見直しやコスト構造の最適化を行うとともに、動画配信、SNS、チャットツールなどを活用したユーザーとのコミュニケーション強化施策やユーザー間のコミュニケーション促進施策を実施することにより、顧客満足度向上を図るとともに、長期的に楽しんでいただける取組みを進めております。

「東方Project」のIP許諾を受けた新規ゲーム開発につきましては、決定したゲームコンセプトをベースにシューティングの基幹部分の開発を進めております。また実機による検証・調整やキャラクターの量産体制へ移行し、当初のスケジュール通りに進捗しております。

2020年3月31日に設立をいたしましたスマートフォンゲーム制作委員会につきましては、当初想定しておりました市場環境において将来の収益獲得を期待できるクオリティを確保することが困難となり、その目的を達成できないという結論に達したことから、2022年3月18日開催の取締役会において、解散を決議しております。

これらの結果、ゲーム事業セグメントにおける売上高は718百万円（前期比47.2%減少）となり、セグメント損失は626百万円（前期はセグメント損失105百万円）となりました。

ロ. 動画配信関連事業

当社独自の対面占いライブ配信プラットフォーム「占占(sensen)」(以下、「占占(sensen)」という。)につきましては、占い師の育成に注力することにより、サービスの品質向上を図るとともに、2022年4月より新たな販路開拓及び顧客流入施策としてリアル店舗「占占の館」を開業いたしました。これにより、リアル店舗「占占の館」と「占占(sensen)」との間で相互送客を行い、SEO(検索エンジン最適化)、ME0(マップエンジン最適化)への取組みにより、さらなるユーザーの流入が期待されました。しかしながら安定した収益を獲得するには、今後も継続した投資が必要であり、当該サービスから獲得が見込まれる将来キャッシュフローの評価を行った結果、投資額の回収が困難であると判断されたため、減損損失を計上することとなりました。

連結子会社capableにつきましては、YouTube事業の業績が引続き安定的に推移しており、第2四半期より開始した独自の芸能人やインフルエンサーとEC事業を連携させたDtoC事業を含むデジタルマーケティング事業が、当初想定を上回る販売となり、第4四半期における売上は、季節商品の影響により伸び悩みましたが、グループ全体の売上獲得に貢献いたしました。

在外子会社である凱樂數位股份有限公司(Cave Interactive Taiwan Co., Ltd.)につきましては、2022年1月のリリースを目標にライブ配信アプリの開発を進めておりましたが、開発の過程において、正式にサービスを行えるクオリティを確保することが困難であるという結論に達し、2021年12月17日に開発を中止することを決定いたしました。また、この決定に伴い2022年1月14日開催の取締役会にて、同社の解散を決議しております。

これらの結果、動画配信関連事業セグメントにおける売上高は690百万円(前期比101.4%増加)となり、セグメント損失は186百万円(前期はセグメント損失120百万円)となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4百万円であり、その主なものは、事業用の建物付属設備であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社は、借入により60百万円の資金調達を行いました。また第三者割当増資等により590百万円の資金調達を行っております。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第25期 2019年5月期	第26期 2020年5月期	第27期 2021年5月期	第28期 (当連結会計年度) 2022年5月期
売 上 高	—	1,678,933	1,704,090	1,409,370
経 常 損 失	—	275,373	233,278	812,805
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	—	316,931	244,974	936,992
1株当たり当期純損失	—	60円63銭	46円83銭	167円93銭
総 資 産	—	1,451,749	1,418,968	1,384,817
純 資 産	—	1,172,990	1,059,693	1,023,754

- (注) 1. 第26期より連結計算書類を作成しているため第25期については記載していません。
 2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第25期 2019年5月期	第26期 2020年5月期	第27期 2021年5月期	第28期 (当事業年度) 2022年5月期
売 上 高	1,890,390	1,657,006	1,365,604	741,794
経 常 損 失	739,283	215,351	197,281	729,439
当 期 純 損 失	1,240,841	256,803	209,684	942,276
1株当たり当期純損失	351円86銭	49円13銭	40円9銭	168円87銭
総 資 産	1,477,120	1,490,135	1,271,232	1,233,318
純 資 産	1,297,283	1,233,117	1,054,882	1,011,046

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

9. 重要な親会社及び子会社の状況（2022年5月31日現在）

(1) 親会社に関する事項

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社に関する事項

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社capable	100百万円	80%	動画配信マネジメント・サポート、SNS広告事業
凱樂數位股份有限公司	104百万円	100%	ライブ配信プラットフォーム開発、配信事業
FIVESTAR BANK 株式会社	20百万円	90%	人材派遣、職業紹介事業

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

10. 対処すべき課題

(1) 継続的な事業創出のための仕組化

当社グループは、「ゲーム領域以外のオンラインエンターテインメント事業を創出」するため、当連結会計年度において非エンタメ事業への進出を目指しベトナムの優秀な人材を日本企業へ派遣あるいは紹介する事業を行う連結子会社を設立いたしました。また2021年3月にサービスを開始いたしました当社独自の対面占いライブ配信プラットフォーム「占占（sensen）」（せんせん）は、新たな販路開拓のため「占占の館」を開業しております。さらに新たな収益基盤を確立するために、ゲーム事業セグメントにおいて、シューティングゲームの金字塔「東方Project」のIP許諾を受け、新規ゲームの開発に着手しております。今後も新規サービスを順次リリースできる体制を構築することで、継続的な事業創出のための仕組化を進めてまいります。

(2) 多様化したユーザー獲得手法の最適な選択

売上拡大の基盤であるユーザーのさらなる獲得のためには、多様化する市場やニーズに適宜対応し、その手法の中から最適なものを選択し続けることが必要と考えております。既存の手法に固執することなく、様々な手法を吟味し、その時々合った最適な手法を選択実行できるよう対応してまいります。

(3) コンテンツのリッチ化への対応推進

スマートフォン及びタブレット端末の高機能化、通信環境の進化により、サービスコンテンツのリッチ化が進み、アプリケーション開発のコストと時間が増大しております。当社グループにおいては、スマートフォンゲームの受託開発や、前述の製作委員会も含めて、全てのリスクを当社グループが負担するのではなく、コストや時間などのリスクを数社で協力してシェアする方法でコンテンツのリッチ化に対応してまいります。

(4) システム技術・インフラの強化

当社のモバイルコンテンツ及びオンラインゲームは、インターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働、及び技術革新への対応が重要な課題であります。そのため、サーバー等のシステムインフラについて、継続的な基盤の強化を進めるとともに、技術革新にも迅速に対応できる体制作りにも努めてまいります。

(5) 動画配信マネジメント、SNS広告を利用したシナジー効果の創出

当社グループは、従来のモバイルオンラインゲーム事業に加えて、インターネット動画配信者へのサポート・マネジメントやSNS広告事業を行っております。これにより双方のコンテンツの特性を相互に利用し、相乗効果を生み出しながら売上の増大を目指してまいります。

11. 主要な事業内容（2022年5月31日現在）

当社グループは、ゲーム事業、動画配信関連事業の2事業を主要な事業としております。ゲーム事業においては、モバイルオンラインゲームの開発運営を中心としております。動画配信関連事業においては、動画配信プラットフォームの開発運営、インターネット広告を含む動画配信者のサポートやマネジメントを中心としております。

12. 主要な事業所（2022年5月31日現在）

事業所名	所在地
本社	東京都目黒区

13. 企業集団の使用人の状況（2022年5月31日現在）

事業区分	使用人数(名)	前連結会計年度末比増減
ゲーム事業	46 (2)	22名減 (3名減)
動画配信関連事業	5 (—)	25名減 (2名減)
全社（共通）	11 (1)	9名減 (1名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

14. 当社の使用人の状況（2022年5月31日現在）

使用人数(名)	前事業年度末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
61 (2)	44名減 (3名減)	35.9	7.1

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 当社の使用人数が前事業年度と比べて大幅に減少をしておりますが、主に受託事業の終了によるものであります。

15. 主要な借入先及び借入額（2022年5月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	60,000千円
株式会社きらぼし銀行	40,000千円
MOMO CREATIVE PTE. LTD.	50,000千円
岡本吉起	50,000千円

16. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年6月3日開催の取締役会において、株式会社でらゲーの全株式を取得し、子会社化することについて定時株主総会に付議することを決議いたしました。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2022年5月31日現在）

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式の総数 5,880,773株（自己株式47,227株を除く）
3. 株主数 3,503名（前事業年度末比△141名）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
吉 成 夏 子	1,100,000株	18.71%
株 式 会 社 で ら ゲ ー	650,000株	11.05%
株 式 会 社 376	327,000株	5.56%
岡 本 吉 起	300,000株	5.10%
五 味 大 輔	210,000株	3.57%
株 式 会 社 SBI 証 券	161,733株	2.75%
BBH/DBS BANK (HONG KONG) LIMITED A/C 005 NON US	154,400株	2.63%
高 野 健 一	120,000株	2.04%
岡 田 修	60,000株	1.02%
柴 田 達 宏	54,000株	0.92%

（注）持株比率は、自己株式（47,227株）を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年5月31日現在）

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として付与された新株予約権等の状況

(1) 2019年9月24日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の名称	株式会社ケイブ第24回新株予約権
新株予約権の保有者数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の数	1,500個
新株予約権の目的となる株式の数	150,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	総額150,000円（新株予約権1個当たり100円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり73,400円（1株当たり734円）
新株予約権の行使期間	2019年10月9日～2029年10月8日
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも下記（1）又は（2）に掲げる条件を満たした場合に限り、各号に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。</p> <p>（1）2019年10月9日から3年以内に5営業日連続で、金融商品取引所における当社の普通株式の取引終値に基づいて算出した時価総額が80億円以上になった場合：50%</p> <p>（2）2020年5月期から2022年5月期のいずれかの当社の通期の営業利益が黒字になった場合：100%</p> <p>3. 上記2.に拘わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値が一度でも行使価額に70%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p>

(2) 2020年10月30日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の名称	株式会社ケイブ第27回新株予約権
新株予約権の保有者数	当社取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の数	3,142個
新株予約権の目的となる株式の数	314,200株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	総額628,400円（新株予約権1個当たり200円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり134,800円（1株当たり1,348円）
新株予約権の行使期間	2022年11月20日～2030年11月19日
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも下記に掲げる条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・2020年11月20日から10年以内に5営業日連続で金融商品取引所における当社の普通株式の取引終値が3,800円以上になった場合 <p>3. 上記2.に拘わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社の普通株式の取引終値が一度でも行使価額に70%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p>

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

(1) 2019年3月14日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の名称	株式会社ケイブ第23回新株予約権
新株予約権割当の対象者	秋田英好
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の数	5,000個
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	総額500,000円（新株予約権1個当たり100円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり75,400円（1株当たり754円）
新株予約権の行使期間	2019年6月1日～2029年5月31日
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも下記（1）又は（2）に掲げる条件を満たした場合に限り、各号に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。</p> <p>（1）2019年6月1日から3年以内に5営業日連続で、金融商品取引所における当社の普通株式の取引終値に基づいて算出した時価総額が80億円以上になった場合：50%</p> <p>（2）2020年5月期から2022年5月期のいずれかの当社の通期の営業利益が黒字になった場合：100%</p> <p>3. 上記2.に拘わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値が一度でも行使価額に70%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならぬものとする。</p>

(2) 2021年3月16日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の名称	株式会社ケイブ第28回新株予約権
新株予約権割当の対象者	TGLAB株式会社
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の数	500個
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	総額100,000円（新株予約権1個当たり200円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり116,800円（1株当たり1,168円）
新株予約権の行使期間	2021年3月31日～2031年3月30日
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも下記（1）又は（2）に掲げる条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>（1）2021年3月31日から10年以内に5営業日連続で金融商品取引所における当社の普通株式の取引終値が3,800円以上になった場合</p> <p>（2）2021年3月31日から10年以内にライブ配信事業「占占（sensen）」の月次売上高が3か月連続5億円を達成した場合</p> <p>3. 上記2. に拘わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値が一度でも行使価額に70%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p>

IV. 会社役員に関する事項（2022年5月31日現在）

1. 氏名、地位及び担当

氏名	地位及び担当
秋田英好	代表取締役社長・CEO
安藤裕史	代表取締役副社長・CFO
岡本吉起	取締役
高橋祐希	取締役
小尾敏仁	取締役（常勤監査等委員）
菅原貴与志	取締役（監査等委員）
野口仁	取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役菅原貴与志氏及び野口仁氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、菅原貴与志氏及び野口仁氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
2. 監査等委員である取締役の小尾敏仁氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要会議への出席や内部監査部門との密な連携等を通じて得る社内情報を、他の監査等委員に適時に共有し意見交換することにより、監査の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員である取締役の菅原貴与志氏は、弁護士資格を有しております。
4. 監査等委員である取締役の野口仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見があります。

2. 重要な兼職の状況

氏名	重要な兼職の状況
秋田英好	株式会社玄武 取締役 株式会社でらゲー 取締役 株式会社capable 代表取締役
安藤裕史	凱樂數位股份有限公司 取締役 FIVESTAR BANK株式会社 取締役
岡本吉起	公益財団法人日本ゲーム文化振興財団 代表理事
高橋祐希	株式会社capable 取締役 株式会社Vernalosom 株式会社ニコライバー 取締役
菅原貴与志	弁護士法人小林総合法律事務所 弁護士 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授 湧永製薬株式会社 社外監査役
野口仁	イーグル株式会社 代表取締役 イーグルサービス株式会社 代表取締役 イーグル会計事務所・野口仁公認会計士事務所 所長

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度額としております。

4. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員及び監督者としての権限を有する従業員であり、保険料の全額を当社が負担し、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為（不作為も含みます。）に起因して、損害賠償請求が行われた場合に、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等の場合には、填補の対象としないこととしております。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 取締役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等 委員であるもの を除く。）（うち 社外取締役）	44,850 (-)	44,850 (-)	0 (-)	4 (-)
監査等委員である 取締役（うち社外 取締役）	12,240 (7,140)	12,240 (7,140)	0 (0)	3 (2)

(注) 取締役の報酬等には該当しませんが、役員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、株式報酬費用を計上しており、当事業年度中の費用計上額は、取締役7名に対して、286百万円となります。

ロ. 取締役の報酬等の額の決定に関する基本方針

当社は、2021年8月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる基本方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ハ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及び非金銭報酬等により構成されております。

a. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、各役員の役位・職責に応じて、当社の従業員給与水準及び同業又は同規模の他企業における支給水準を参考として支給額を決定しております。

b. 非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
また、非金銭報酬等は、当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材の確保等を目的として、取締役会にて決定することとしております。また、取締役会での決定に当たっては、事前に監査等委員会との協議を経ることとしており、客観性・透明性を確保しております。

c. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
報酬等の種類ごとの比率は定めない方針としておりますが、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準をベンチマークとしております。

二. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年8月27日であり、決議の内容は当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額を、年額100百万円以内（取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名）とし、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決定いたしました。また、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額30百万円以内（監査等委員である取締役の員数は3名）とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることと決定いたしました。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

具体的な報酬額及び算定方法については、取締役会決議により代表取締役社長CEOである秋田英好に一任されております。一任した理由は、会社業績、各取締役の担当業務の責任の重さ及び業績への貢献度により決定を行うには、代表取締役社長CEOが適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

7. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者との兼任状況

区分	氏名	業務執行者を兼任している他の法人等
取締役 (監査等委員)	菅原貴与志	弁護士法人小林綜合法律事務所 弁護士 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授
取締役 (監査等委員)	野口仁	イーグル株式会社 代表取締役 イーグルサービス株式会社 代表取締役 イーグル会計事務所・野口仁公認会計士事務所 所長

(注) 上記の兼任先法人等と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員との兼任状況

区分	氏名	社外役員を兼任している他の法人等
取締役 (監査等委員)	菅原貴与志	湧永製菓株式会社 社外監査役

(注) 上記の兼任先法人等と当社との間には特別な関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	菅原貴与志	当事業年度開催の19回の取締役会のうち18回に出席し、また、監査等委員会11回すべてに出席し、議案審議に必要な発言を行っております。主に弁護士として培ってきた知識や見地から、取締役会において、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	野口仁	当事業年度開催の19回の取締役会すべてに出席し、また、監査等委員会11回すべてに出席し、議案審議に必要な発言を行っております。主に公認会計士として培ってきた知識や見地から、取締役会において、監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

3. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会としては、会計監査人の能力、組織としての体制、これまでの会計監査人の職務の遂行状況等から、実効性のある監査が行われていると認識しており、また、その独立性にも何ら問題はないと考えております。

なお、監査業務は、会計の専門家としての知識に基づいて年間を通して継続的に行われる重要な業務であり、また当社の事業内容を十分に理解したうえで行われる必要があります。提示された会計監査人の監査計画に基づき、会計監査人の実施する職務内容等を踏まえ、必要な監査時間や工数等をも考慮した結果、現在の報酬水準は妥当なものと同判断いたしました。

4. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会の決定内容は、以下のとおりです。

- (1) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、コンプライアンスが企業活動の基本原則であることを認識し、当社の取締役と全使用人が一体となってその徹底を図ります。
 - ② 当社取締役会は、当社のコンプライアンス体制を決定し、当社経営企画部において当該体制の整備及びその維持、向上を図ります。
 - ③ 当社内部監査部門は、当社のコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、その結果を当社取締役会に報告します。
 - ④ 市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め毅然とした態度で臨むものとし、一切の関係を遮断します。
- (2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社取締役は、文書、資料その他その職務の執行に係る情報については、各種法令及び当社文書管理規程に従い、適切に保存し、管理します。
 - ② 当社文書管理規程の改廃は当社取締役会の承認を得るものとします。
- (3) 当社損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社取締役会はリスク管理を統括し、リスク管理システムの構築を行います。
 - ② 横断的リスク状況の監視及び対応は経営企画部が実施し、当社各部のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を当社取締役会に報告します。
 - ③ 経営に重大な影響を与える事態が発生した場合、当社取締役会において直ちに特別対策室を設け、当社取締役の中から対策責任者を任命します。特別対策室では当社取締役会との連携を図りつつ当該事態への対応を実施するとともに、その状況について適宜当社取締役会に報告します。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営事項を判断・決定する場として、取締役会を原則として毎月一回開催しています。また、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務執行に対する監督を実施しております。取締役会では、株主利益・企業価値最大化を目指した意思決定を行うとの基本的な考えのもと、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に行います。
- ② 当社は、経営戦略を企画・調整する場として、当社及び子会社の取締役、部長参加のもと経営会議を毎週開催しております。そして、当該経営戦略に基づく業務執行状況の連絡・報告の場として、当社取締役、部長参加のもと進捗確認会議を毎週開催し、実務レベルでの情報共有を図ります。当社及び子会社では、これらの有機的な連動による最大限の効果を生み出す組織体制を構築しております。

(5) 当社における業務の適正を確保するためのその他の体制

- ① 当社経営企画部を全社の内部統制を統括する部署とし、各部門と密接な連携を図り、また必要に応じてコンプライアンス等に関する指導・支援を行い、適切な内部統制システムの確保を図ります。
- ② 当社内部監査部門は内部監査を定期的実施し、その結果を当社取締役会に報告します。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会の職務を補助する使用人（補助使用人）を配置します。補助使用人は、他職務を兼務し、又は専属的に監査等委員会の職務を補助するものとします。

(7) 補助使用人の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人の人事異動及び考課は、監査等委員会の意見を尊重したうえで決定します。
- ② 監査等委員会は、補助使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、補助使用人はその命令に関して、監査等委員でない取締役及び内部監査部門の指示を受けないものとします。

- (8) 監査等委員でない取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 監査等委員でない取締役及び使用人は、当社監査等委員会規程及び内部通報規程に従い、監査等委員会の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行っております。
 - ② 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、当社内部通報規程に基づき通報者の保護を行っております。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役は、相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもっております。
 - ② 監査等委員でない取締役は、監査等委員会の求めに応じて、弁護士、公認会計士等の外部専門家に監査業務に関する必要な助言を受けることができる環境を整備しております。
 - ③ 監査等委員会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還を請求したとき、その他費用又は債務の処理を請求したときは、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにそれらを処理します。

2. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。

(2) コンプライアンス体制

当社は使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款並びにインサイダー取引規制への理解を促進するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

不正防止の観点から、外部業者に発注する権限がある者に対して、年2回の内部監査室長によるヒアリングを実施して、不正の早期発見、事前抑制の態勢を整備し運用しております。

(3) リスク管理体制

部長以上の役職者が参加し、毎週開催される経営会議において、各部室から報告されたリスクのレビューを実施し、リスク情報の管理を行っております。

(4) 内部監査体制

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

また、監査等委員である取締役との連携を密にするために、月次で内部監査室長と常勤監査等委員との情報共有会議を開催しています。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当事業年度における会社の支配に関する基本方針について、特記すべき事項はありません。

本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,283,735	流 動 負 債	215,322
現金及び預金	1,056,055	短期借入金	60,000
売掛金	32,230	リース債務	3,101
商品	39,221	未払金	59,430
貯蔵品	36	未払費用	18,992
前払費用	31,716	未払法人税等	7,998
未収入金	42,602	契約負債	60,013
関係会社短期貸付金	50,000	預り金	5,646
その他	35,493	その他	140
貸倒引当金	△3,621		
固 定 資 産	101,081	固 定 負 債	145,739
有形固定資産	2,561	長期借入金	140,000
建物	2,054	リース債務	3,406
工具、器具及び備品	507	その他	2,333
無形固定資産	34,541	負 債 合 計	361,062
ソフトウェア仮勘定	34,541	純資産の部	
投資その他の資産	63,978	株 主 資 本	427,344
投資有価証券	14,660	資本金	1,389,850
関係会社株式	13,784	資本剰余金	366,464
敷金	15,414	利益剰余金	△1,281,727
差入保証金	19,832	自己株式	△47,242
その他	287	その他の包括利益累計額	5,121
		為替換算調整勘定	5,121
		新株予約権	565,091
		非支配株主持分	26,195
		純資産合計	1,023,754
資 産 合 計	1,384,817	負債・純資産合計	1,384,817

連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年6月1日)
(至 2022年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,409,370
売上原価		731,657
売上総利益		677,713
販売費及び一般管理費		1,491,076
営業損失		813,363
営業外収益		7,466
受取利息	987	
持分法による投資利益	4,533	
その他	1,945	
営業外費用		6,908
支払利息	2,530	
株式交付費	3,346	
新株予約権発行費	270	
その他	761	
経常損失		812,805
特別利益		325
新株予約権戻入益	325	
特別損失		124,816
減損損失	124,589	
固定資産売却損	226	
税金等調整前当期純損失		937,296
法人税、住民税及び事業税	3,204	
法人税等調整額	—	3,204
当期純損失		940,500
非支配株主に帰属する当期純損失		3,507
親会社株主に帰属する当期純損失		936,992

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,011,053	流動負債	178,865
現金及び預金	838,473	短期借入金	60,000
売掛金	7,721	リース債務	3,101
商品	1,452	未払金	28,316
貯蔵品	36	未払費用	17,080
前払費用	29,692	未払法人税等	7,153
未収入金	40,279	契約負債	60,013
関係会社短期貸付金	50,000	預り金	3,060
その他	47,018	その他	140
貸倒引当金	△3,621		
		固定負債	43,406
固定資産	222,265	長期借入金	40,000
無形固定資産	34,541	リース債務	3,406
ソフトウェア仮勘定	34,541		
		負債合計	222,272
投資その他の資産	187,723	純資産の部	
投資有価証券	14,660	株主資本	446,621
関係会社株式	138,700	資本金	1,389,850
敷金	15,392	資本剰余金	295,165
差入保証金	18,971	資本準備金	295,165
		利益剰余金	△1,191,151
		その他利益剰余金	△1,191,151
		繰越利益剰余金	△1,191,151
		自己株式	△47,242
		新株予約権	564,425
		純資産合計	1,011,046
資産合計	1,233,318	負債・純資産合計	1,233,318

損 益 計 算 書

(自 2021年6月1日
至 2022年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		741,794
売 上 原 価		465,664
売 上 総 利 益		276,130
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,001,840
営 業 損 失		725,710
営 業 外 収 益		1,164
受 取 利 息	980	
そ の 他	184	
営 業 外 費 用		4,894
支 払 利 息	530	
株 式 交 付 費	3,346	
新 株 予 約 権 発 行 費	270	
そ の 他	747	
経 常 損 失		729,439
特 別 利 益		325
新 株 予 約 権 戻 入 益	325	
特 別 損 失		210,802
減 損 損 失	124,302	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	86,500	
税 引 前 当 期 純 損 失		939,916
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,359	
法 人 税 等 調 整 額	—	2,359
当 期 純 損 失		942,276

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年7月29日

株式会社 ケ イ ブ
取 締 役 会 御 中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 一 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ケイブの2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケイブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2022年6月3日開催の取締役会において、株式会社でらゲーの全株式を取得し、子会社化することについて2022年8月開催予定の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年7月29日

株式会社 ケ イ ブ
取 締 役 会 御 中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 小野木 幹 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケイブの2021年6月1日から2022年5月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2022年6月3日開催の取締役会において、株式会社でらゲーの全株式を取得し、子会社化することについて2022年8月開催予定の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月29日

株式会社 ケ イ ブ 監査等委員会
監査等委員（常勤）小 尾 敏 仁 ㊞
監査等委員（社外）菅 原 貴 与 志 ㊞
監査等委員（社外）野 口 仁 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(3) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

下線は変更箇所であります。

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>削除</p>
<p>新設</p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
新設	<p>(附則) 第2条</p> <p>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名が任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を1名増員し、5名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	あきた ひでよし 秋田 英好 (1968年3月12日生)	<p>1991年4月 コスモ証券株式会社(現岩井コスモ証券株式会社)入社</p> <p>1996年8月 株式会社GEキャピタルファイナンス入社</p> <p>2014年12月 株式会社玄武取締役就任(現任)</p> <p>2017年10月 株式会社でらゲー取締役就任</p> <p>2018年8月 株式会社AKS(現株式会社Vernalossom)監査役就任</p> <p>2019年4月 当社取締役就任</p> <p>2019年8月 当社代表取締役社長CEO就任(現任)</p> <p>2019年11月 株式会社capable監査役就任</p> <p>2020年3月 株式会社capable代表取締役就任(現任)</p> <p>2022年6月 株式会社でらゲー監査役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社玄武 取締役</p> <p>株式会社でらゲー 監査役</p> <p>株式会社capable 代表取締役</p>	一株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>秋田英好氏は、ゲーム制作会社である株式会社でらゲーの取締役に就任しており、財務責任者として、プロモーションを含めたコスト管理業務を担当していますので、ゲーム業界に対する知見を十分に有しております。その他の会社においても取締役や監査役を務めたことがあり、企業の経営に深く関わってきております。</p> <p>このような経験及び実績は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値の向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	あんどう ひろふみ 安藤 裕史 (1983年4月17日生)	<p>2008年4月 JPモルガン・チェース銀行入行 2009年6月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2014年5月 株式会社Interraps代表取締役社長就任 2014年9月 アクセルゲームスタジオ株式会社取締役就任 2015年9月 株式会社さくらソフト取締役就任 2017年11月 同社代表取締役CEO就任 2019年7月 当社新規事業開発部長就任 2019年8月 当社代表取締役副社長COO就任 2020年2月 当社代表取締役副社長CFO就任（現任） 2020年12月 凱樂數位股份有限公司取締役就任（現任） 2021年9月 FIVESTAR BANK株式会社取締役就任（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 凱樂數位股份有限公司 取締役 FIVESTAR BANK株式会社 取締役</p>	一株
(取締役候補者とした理由) 安藤裕史氏は、IT企業の取締役及び代表取締役の経験が複数あり、当社入社後は、新規事業開発部門において、ゲーム以外の新たな事業領域の開発責任者に従事しております。このような経験及び実績は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。			
3	おかもと よしき 岡本 吉起 (1961年6月10日生)	<p>1983年4月 株式会社カプコン入社 1996年6月 同社取締役開発本部長就任 2001年1月 同社専務取締役就任 2003年7月 株式会社ゲームリパブリック代表取締役就任 2012年3月 株式会社でらゲー入社 2016年11月 株式会社オカキチ代表取締役就任 2018年11月 公益財団法人日本ゲーム文化振興財団代表理事就任（現任） 2019年4月 当社取締役就任（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 公益財団法人日本ゲーム文化振興財団 代表理事</p>	300,000株
(取締役候補者とした理由) 岡本吉起氏は、公益財団法人日本ゲーム文化振興財団代表理事でもあり、長年、ゲームクリエイターとして活躍してきました。開発に関わったスマートフォンネイティブゲームは、日本だけに留まらず、グローバルに提供エリアを拡大しています。このような経験及び実績は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	たかはし ゆうき 高橋 祐希 (1984年 5月 6日生)	2007年 4月 大和建物株式会社入社 2012年 5月 株式会社玄武入社 2019年 7月 株式会社AKS (現株式会社Vernalossum) 入社 2019年 8月 当社取締役就任 (現任) 2019年11月 株式会社capable取締役就任 (現任) 2021年 1月 株式会社ニコライバー取締役就任 (現任)	一株
		(重要な兼職の状況) 株式会社capable 取締役 株式会社Vernalossum 株式会社ニコライバー 取締役	
(取締役候補者とした理由) 高橋祐希氏は、エンターテインメント企業においてイベント事業の責任者として、各種イベントの企画・運営・管理業務を統括しており、イベント事業の豊富な経験と幅広い見識を有しております。 このような経験及び実績は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、今後、当社が新規事業を推進していくにあたり、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。			
5	いとう ひろあき 伊藤 裕章 (1984年 4月12日生)	2009年 9月 税理士法人総合会計事務所入社 2014年 6月 G. S. プレインズ税理士法人入社 2015年 6月 株式会社UTOWA執行役員就任 2019年11月 株式会社capable代表取締役就任 (現任)	一株
		(重要な兼職の状況) 株式会社capable 代表取締役	
(取締役候補者とした理由) 伊藤裕章氏は、豊富な税務・会計知識と当社子会社である株式会社capableの代表取締役を務めており、イベント事業の豊富な経験と幅広い経営知識を有しております。 このような経験及び実績は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、今後、当社が新規事業を推進していくにあたり、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為（不作為も含まれます。）に起因して、損害賠償請求が行われた場合に、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等の場合には、填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である取締役菅原貴与志氏及び野口仁氏の2名が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役に1名増員し、3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	すがわら たかよし 菅原 貴与志 (1960年3月18日生)	<p>1981年4月 全日本空輸株式会社（現ANAホールディングス株式会社）入社</p> <p>1998年4月 同社東京支店営業本部</p> <p>1994年4月 最高裁判所司法研修所（第48期司法修習生）入所</p> <p>1996年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 全日本空輸株式会社（現ANAホールディングス株式会社）法務部主席部員</p> <p>2001年3月 弁護士法人小林総合法律事務所入所</p> <p>2002年3月 慶應義塾大学総合政策学部（非常勤）講師就任</p> <p>2004年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授就任（現任）</p> <p>2010年4月 ANAホールディングス株式会社法務部長就任</p> <p>2014年4月 同社上席執行役員就任</p> <p>2019年4月 株式会社ANA総合研究所取締役副社長就任</p> <p>2020年8月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>2021年3月 湧永製薬株式会社 社外監査役就任（現任）</p> <p>2022年4月 多摩大学大学院経営情報学研究科（MBA）客員教授就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 弁護士法人小林総合法律事務所 弁護士 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授 湧永製薬株式会社 社外監査役</p>	一株
<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 菅原貴与志氏は、弁護士としての専門的見地に加えて、上場企業の法務部長、役員の実験があり、現在は他企業の社外監査役を兼務する等、企業経営全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。 このような経験及び実績は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、その深い知見に基づく助言、牽制が期待できるため、監査等委員である取締役に適任であり、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">のぐち ひとし 野口 仁 (1979年8月18日生)</p>	<p>2005年12月 中央青山監査法人入所 2006年7月 あらた有限責任監査法人（現 PwCあらた有限責任監査法人）入所 2009年6月 公認会計士登録 2010年11月 株式会社みずほ銀行入行 2012年4月 アクセルマーク株式会社 執行役員CFO 2015年6月 イーグル会計事務所開設（現任） 2020年8月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2022年6月 イーグル税理士法人代表社員就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） イーグル株式会社 代表取締役 イーグルサービス株式会社 代表取締役 イーグル会計事務所・野口仁公認会計士事務所所長 イーグル税理士法人代表社員</p>	一株
<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 野口仁氏は、公認会計士としての企業会計・財務・税務に精通した専門的知見とともに、上場企業の経理財務責任者としての経験を通じて、幅広い見識に基づく独立した立場からの助言、牽制が期待できるため、監査等委員である取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	たけむら しげゆき 竹村 滋幸 (1950年5月30日生)	<p>1975年4月 全日本空輸株式会社（現ANAホールディングス株式会社）入社</p> <p>2002年4月 同社企画室調査部 部長就任</p> <p>2008年6月 同社取締役執行役員 企画室・アジア戦略室・調査室担当就任</p> <p>2010年4月 同社常務取締役執行役員 秘書室・調査室・アジア戦略室担当就任</p> <p>2012年4月 同社専務取締役執行役員 秘書室・調査室・アジア戦略室担当就任</p> <p>2014年4月 同社取締役副社長執行役員 調査部・アジア戦略部・空港施設企画部担当就任</p> <p>2017年4月 同社特別顧問就任</p> <p>2020年6月 トラスト・キャピタル株式会社 社外取締役就任（現任）</p> <p>2021年3月 株式会社ワールドホールディングス 社外取締役就任（現任）</p> <p>2021年6月 株式会社広済堂ホールディングス 社外取締役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） トラスト・キャピタル株式会社 社外取締役 株式会社ワールドホールディングス 社外取締役 株式会社広済堂ホールディングス 社外取締役</p>	一株
<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 竹村滋幸氏は、複数の上場企業の取締役の経験があり、企業経営全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験及び実績は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、その深い知見に基づく助言、牽制が期待できるため、監査等委員である取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 菅原貴与志氏、野口仁氏及び竹村滋幸氏は、社外取締役候補者であります。
3. 菅原貴与志氏及び野口仁氏は、現在当社の監査等委員の社外取締役であります。監査等委員の取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって菅原貴与志氏については2年、野口仁氏については2年となります。
4. 当社は、菅原貴与志氏及び野口仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、竹村滋幸氏におきましても、選任が承認されましたら、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、届け出る予定であります。
5. 菅原貴与志氏、野口仁氏及び竹村滋幸氏が監査等委員に就任した場合には、当社は同氏らとの間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為（不作為も含みます。）に起因して、損害賠償請求が行われた場合に、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等の場合には、填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、監査等委員会の決定に基づき付議しております。

現会計監査人につきましては、会計監査が適切且つ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えておりますが、監査環境の変化等により当社の企業規模に応じた監査対応と監査報酬の相当性等を踏まえ、東光監査法人を新たな会計監査人として選任することといたしました。

当社の監査等委員会が東光監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は会計監査人としての専門性、独立性及び品質管理体制を有しており、当社の事業規模に適した効率的且つ効果的な監査業務の遂行が期待できるとともに、同監査法人の監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

(2022年5月31日現在)

名称	東光監査法人
事務所	<主たる事務所> 東京都千代田区飯田橋3丁目7番4号彩風館6階
設立年月日	1991年1月31日
概要	<資本金> 12,000千円 <構成人員> 社員（公認会計士）12名 職員（公認会計士）41名（外部協力者を含む） その他 2名 合計 55名

第5号議案 株式取得（子会社化）に関する件

本議案は、以下の条件で株式会社でらゲーの全株式を取得し、子会社化することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案の提案理由といたしましては、株式会社でらゲーの株式取得は、取得価額以上の価値があると勘案しており、負債の資本コストを上回るリターンが得られるものと考えておりますが、有利子負債が大幅に増加することから、その影響に鑑み、株主の皆様のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の効力発生は、本定時株主総会の第6号議案「有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関する件」が原案どおり承認可決されることを条件いたします。

1 株式会社でらゲーの概要

名称	株式会社でらゲー
所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目6番3号
代表者	代表取締役 家次栄一
事業内容	1 電子を応用したゲーム機器及び玩具の企画、開発、製造、販売、輸出入及び賃貸 2 インターネット電話回線等の通信網を利用した、コンピューターソフトウェア及びコンテンツの企画、開発、製造、販売、輸出入及び賃貸 3 コンピュータゲームソフトウェア、コンピュータグラフィックの企画及び制作
資本金	金7百万円
設立年月日	2010年12月28日

2 異動の日程

株式譲渡契約書締結日	2022年8月30日
株式譲渡実行日	2022年9月1日

3 取得株式数及び取得価額

取得株式数	700株
取得価額	50億円 ※取得価額につきましては、本件売主と協議のうえ、決定しておりますが、株式会社でらゲーの経営成績及び財政状態、実施した財務的デューデリジェンスの結果等から当社と利害関係のないKPMG税理士法人による株式価値評価の算定を参考に公正妥当な金額と判断しております。

第6号議案 有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関する件

本議案は、以下の要領にて、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。本議案の提案理由といたしましては、有償ストック・オプション（新株予約権）の全てが行使された場合、事業年度末現在の発行済株式総数の5,928,000株に対し最大で19.74%の希薄化が生じることから、その影響に鑑み、株主の皆様のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の効力発生は、本定時株主総会の第5号議案「株式取得（子会社化）に関する件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

1 新株予約権募集の概要

(1) 名称	株式会社ケイブ 第32回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）
(2) 本新株予約権の発行価額の総額	11,700,000円
(3) 申込期日	2022年8月31日
(4) 払込期日	2022年8月31日
(5) 割当日	2022年9月3日
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(7) 割当予定先	株式会社でらゲーの代表取締役（1名）：1,720個 株式会社でらゲーの従業員（101名）：6,690個 社外協力者（2名）：280個 社外協力者（株式会社でらゲーの元従業員）（6名）：3,010個

<p>(8) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法</p>	<p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,170,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 割当株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割、無償割当て又は併合（以下、「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ割当株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、割当株式数は適切に調整されるものとする。</p> <p>(3) 当社が第12項の規定に従って行使価額（第11項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p style="text-align: center;">調整後割当株式数＝ $\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$</p> <p>(4) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由にかかる第12項による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、第12項の規定に従って行使価額の調整を行う場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>(9) 本新株予約権の総数</p>	<p>11,700個</p>

(10)	本新株予約権 1 個当たりの払込金額	本新株予約権 1 個につき金1,000円
(11)	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	<p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 行使価額は、金871円とする。但し、行使価額は第12項の規定に従って調整を受ける。</p>
(12)	行使価額の調整	<p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $ \begin{array}{rcccl} \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \\ & & & \times & \\ & & \text{既発行} & + & \text{交付} & \times & \text{1株} \\ & & \text{普通} & & \text{普通} & & \text{あたり} \\ & & \text{株式数} & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & & & & \\ & & & & & & \text{1株あたりの時価} \\ & & & & & & \\ & & & & & & \text{既発行普通株式数+交付普通株式数} \end{array} $ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>②株式分割により当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。</p>

(12) 行使価額の調整

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)
- 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は無償割当ての場合は効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
- 調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- ⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{行使後行使価額}) \times \text{調整前行使価額より当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(12) 行使価額の調整

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(13) 本新株予約権の行使請求期間	既発行普通株式数＋交付普通株式数
(14) その他の本新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも下記に掲げる条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年9月3日から10年以内に5営業日連続で東京証券取引所における当社の普通株式の取引終値に基づいて算出した時価総額が100億円以上となった場合 <p>②上記①に拘わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、東京証券取引所における当社の普通株式の株価終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の法定相続人（当該新株予約権者の配偶者又は一親等内の親族1名に限り、以下「権利承継人」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継人が死亡した場合、権利承継人の相続人は新株予約権を相続できない。</p>
(15) 本新株予約権の取得事由	<p>当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前日までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
(16) 本新株予約権の譲渡制限	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
(17) 新株予約権証券の発行	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

<p>(18) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p>	<p>(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>(19) 新株予約権の行使請求の方法</p>	<p>(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第13項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。 (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第21項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第22項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。</p>
<p>(20) 株券の不発行</p>	<p>当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。</p>
<p>(21) 行使請求受付場所</p>	<p>株式会社ケイブ 経営企画部 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号</p>
<p>(22) 払込取扱場所</p>	<p>株式会社みずほ銀行 飯田橋支店 東京都新宿区下宮比町2丁目1番</p>
<p>(23) その他</p>	<p>(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。 (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任します。</p>

2 手取り金の使途

本新株予約権の発行は、割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに社外協力者に対して、当社グループの業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として割当てるものであり、資金調達を目的としておりません。また、本新株予約権の行使は新株予約権者の判断に委ねられているため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金の具体的な使途については、現時点では未定であり、行使により払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

3 割当予定先の概要

割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員

(1). 割当予定先の概要	氏名	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの代表取締役1名 割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの従業員101名
	住所	— (注)
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員であります。
(2). 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 本定時株主総会開催時現在におきましては、当社と割当予定先との間には何ら関係はなく、第三者割当増資に該当いたしますが、本新株予約権の発行は、本定時株主総会の第5号議案、第6号議案にかかる承認を条件としており、本新株予約権の割当日時点におきましては、割当予定先は当社子会社の取締役及び従業員に該当いたします。

(注) 本新株予約権は、当社グループの業績達成及び企業価値の向上を目指すにあたり、割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、個別の氏名及び住所の記載は、省略させていただいております。

外部協力者

(1). 割当予定先の概要	氏名	岡田茂
	住所	東京都新宿区
	職業の内容	株式会社オカキチの役員（ゲームクリエイター）であります。
(2). 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社役員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの役員（ゲームクリエイター）であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

外部協力者

(1). 割当予定先の概要	氏名	有元佐康
	住所	東京都新宿区
	職業の内容	株式会社オカキチの役員 (ゲームクリエイター) であり ます。
(2). 当社と割当予定先 との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社役員の岡本吉起が所 有している株式会社オカ キチの役員 (ゲームクリ エーター) であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全 子会社である株式会社で らゲーに対してゲーム制 作の開発、運営、アドバ イザリー支援を行って おります。

外部協力者（株式会社でらゲーの元従業員）

(1). 割当予定先の概要	氏名	横山祥一
	住所	神奈川県大和市
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの元従業員で、株式会社オカキチの役員（ゲームクリエイター）であります。
(2). 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社役員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの役員（ゲームクリエイター）であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

外部協力者（株式会社でらゲーの元従業員）

(1). 割当予定先の概要	氏名	山地洋一
	住所	神奈川県川崎市
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの元従業員で、株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
(2). 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社役員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

外部協力者（株式会社でらゲーの元従業員）

(1). 割当予定先の概要	氏名	中村浩之
	住所	神奈川県横浜市
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの元従業員で、株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
(2). 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社役員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

外部協力者（株式会社でらゲーの元従業員）

(1). 割当予定先の概要	氏名	上田将嗣
	住所	東京都墨田区
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの元従業員で、株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
(2). 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社役員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

外部協力者（株式会社でらゲーの元従業員）

(1). 割当予定先の概要	氏名	一條寛貴
	住所	東京都世田谷区
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの元従業員で、株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
(2). 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社役員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

外部協力者（株式会社でらゲーの元従業員）

(1). 割当予定先の概要	氏名	堀内達雄
	住所	東京都清瀬市
	職業の内容	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーの元従業員で、株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
(2). 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社役員の岡本吉起が所有している株式会社オカキチの従業員（ゲームクリエイター）であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	割当日において当社完全子会社である株式会社でらゲーに対してゲーム制作の開発、運営、アドバイザー支援を行っております。

4 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、第6号議案にかかる有償ストック・オプション（新株予約権）の発行価額を決定するにあたり、本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（所在地：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長：野口真人）（以下、「ブルータス」といいます。）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（871円）、行使価額（871円）、配当率（0%）、権利行使期間（10年間）、無リスク利子率（0.246%）、株価変動性（75.30%）、当社と割当予定先の行動等を考慮し、評価を実施しました。この結果を参考に、本新株予約権の1個の発行価額を、当該評価結果である本新株予約権の評価単価と同額である1,000円としました。

また、本新株予約権の行使価額については、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日である2022年6月2日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額の871円としております。新株予約権の行使価格については、同日に公表されるでらゲー社の子会社化を情報として取り込む以前（公表前日の終値）の価格となります。このようにした理由は、第一に、ゲーム会社においては一部のゲームコンテンツに収益を依存するケースが多く（当社及び株式会社でらゲーもこれに当たります。）、収益性・成長性の判断が難しいため、市場が当該情報を十分に株価に織り込む期間の判断が難しく、行使価格決定日の設定が困難であることが挙げられます。もちろん、当該情報が市場で否定的にとられる可能性も十分にあり、これらの不確かな状況下においては、恣意性を排除するため、決議日前日の株価を行使価格とすると同時に、ディスカウント率を設けないことが適切であると判断いたしました。第二に、このような背景から、既存株主の利益を担保するには、この行使価格を決めたうえで、株主総会の議案として上程し、審議されることが適切であると考えました。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な金額であると考えております。

当該判断に当たっては、当社監査等委員3名全員（うち会社法上の社外取締役2名）から、ブルータスは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していること認められること、ブルータスは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、ブルータスによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等（上記に記載した発行会社及び割当予定先の行動を含む）に関してブルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当予定先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

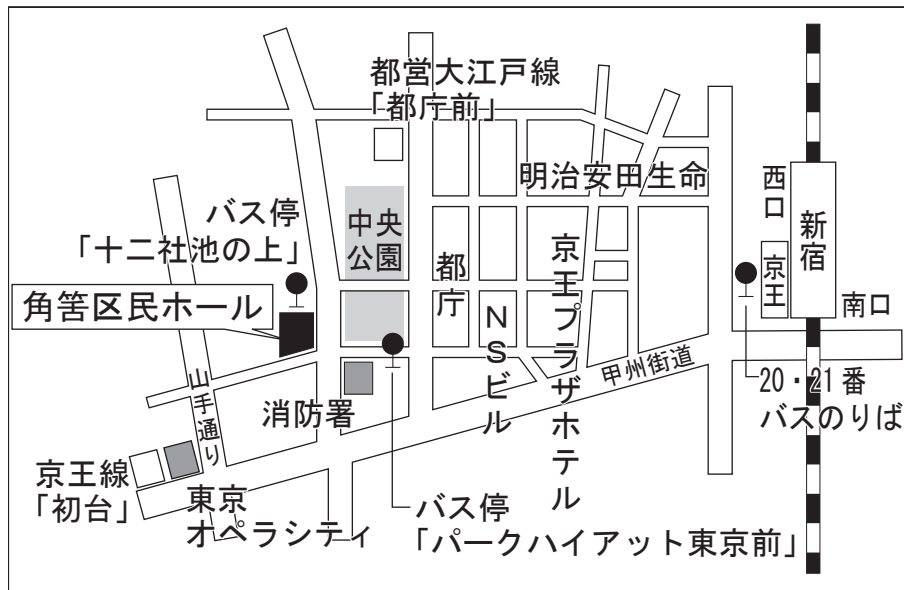
以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿四丁目33番7号
角筈区民ホール

【お土産に関するお知らせ】

本年の定時株主総会におきまして、株主総会にご出席の株主様へお配りして
りましたお土産は取りやめとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



【交通機関のご案内】

- (京王バス) 新宿駅西口から
京王デパート前21番バスのりば
新宿WEバス西参道方面「パークハイアット東京前」下車
京王デパート前20番バスのりば
中野駅行又は中野車庫行「十二社池の上」下車
- (京王線) 「初台」駅より徒歩10分
- (地下鉄) 都営大江戸線「都庁前」駅A5出口より徒歩10分

◎ 当日は、駐車スペースの都合上、お車でのご来場はご遠慮願います。